

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年5月24日(水) 午後2時00分～午後2時50分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(17人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(1人) 2番 田中 雄二 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第254号)の承認について 日程第7 議案第6号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主査 高田 千紘 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第5回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、2番 田中 雄二 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 19番 塩野目 富夫 委員、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	5月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1・2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、大豆、ソバ。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター6台、田植機1台、コンバイン3台。取得地への通作距離、約15km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田3,337a、畑823a、計4,160a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。

19 番 塩野目 富夫 委員	5月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、草刈機1台。すぐ近くに本家があり、本家の農機具を借りる予定。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田61a、畑28a、計89a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3 番 栗野 隆夫 委員	5月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が雑種地、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子

(3番 栗野 隆夫 委員)	と市内の借家で生活しているが、子の成長に伴い手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、285.19 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 1階 116.76 m²。建築面積、119.25 m²。進入路、西側。給水、市営水道。排水、市営下水道。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年7月1日から令和6年1月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。
15番 石岡 幸雄 委員	5月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が道を挟んで宅地・田、北が田・雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定 許可日から令和6年3月31日まで。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建設業等を行っているが、今回、申請地に隣接する農地において工場新築工事を行うにあたり、工事車両用駐車場及び仮設事務所等を設置するための敷地が必要となり適当な土地を探し求めたところ、工事現場に隣接する申請地を借用することができることになり、申請に至った。転用面積、843 m²。転用目的、工場新築工事に伴う仮設事務所等の設置。仕様、仮設事務所2棟、仮設トイレ1基、駐車場。6.0m×1.5mの敷鉄板を24～26枚敷き、土地を保護する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、水をタンクに貯め使用。排水、タンクに貯め持ち帰り処理。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、仮設事務所等の設置物を撤去し農地へ復旧する。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和6年3月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、16番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。
16番 荒井 喜代子 委員	5月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道・学校用地、南が畑、北が道を挟んで学校用地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と

(16 番 荒井 喜代子 委員)	もに5人で市内の妻の実家の離れで生活しているが、子の成長に伴い手狭になってきたこと、また、過去の水害の影響もあり、早急に新たな住宅の建築をしたく、実家の農業の手伝いができる現在の住居近くに新築計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、450 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 1階 119.97 m²。建築面積、124.47 m²。進入路、南西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月10日から令和5年12月10日まで。その他 他法令等との関係等、進入路の道路位置指定申請済、令和5年2月28日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 12 番 小川 祥一 委員、何かありますか。
12 番 小川 祥一 委員	申請者の住居は台風 11 号の被害を受けたところで、近くに土地を求めて今回申請しました。実家の農業を手伝いたいとのことですので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。

7番 齋藤 勉 委員	5月15日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成26年12月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約31年。申請地は、隣接地●●●に住宅を新築した平成4年にコンクリート敷きとし、当時から宅地への進入路として利用しており、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地への進入路。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番については、調査委員が欠席のため事務局に代読させます。
事務局（大橋）	5月16日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成5年11月相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成2年頃から耕作しておらず、篠竹や雑木等が繁茂して山林の状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、A分類、今回の調査でB分類。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、あり。農用地区域からの除外の可能性、あり。集团的まとまりのある農地の中の農

(事務局 (大橋))	地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、16番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。
16番 荒井 喜代子 委員	5月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和63年4月 合併による所有権登記。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成元年頃に樹木を植林し、以後は山林の状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第254号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第254号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第254号）については、新規1件、更新1件です。利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者2名です。利用権の設定面積は、13,542 m ² です。令和5年度累計は、58,654 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年5月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第254号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第254号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（高田）	整理番号1番についてご説明いたします。お手元の資料33ページをご覧ください。本案につきましては、申出人、●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の畑を宅地とす

(農業振興グループ(高田))	るための農振除外です。除外する農地は1筆で、地番 ●●●、面積 20.48 m²です。除外する面積は、宅地として利用している最小限の面積です。本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の6要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ5月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、6月5日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、7月20日までに県から回答をもらい、9月中旬まで公告閲覧等をします。その後、10月上旬までに県と本協議を行い、10月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほどよろしくお願いします。 整理番号2番についてご説明いたします。お手元の資料41ページをご覧ください。本案につきましては、申出人、●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の畑を宅地とするための農振除外です。除外する農地は1筆で、地番 ●●●、面積 395.62 m²です。除外する面積は、一般住宅を新築する最小限の面積です。本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の6要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ5月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、6月5日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、7月20日までに県から回答をもらい、9月中旬まで公告閲覧等をします。その後、10月上旬までに県と本協議を行い、10月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので、15番 石岡 幸雄 委員に調査委員の報告をお願いいたします。
15番 石岡 幸雄 委員	整理番号1番、2番は隣接地となります。5月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第6号 整理番号1及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、本人。申出人、●●●氏。農地法第4条申請予定。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況、東が宅地、西が畑、南が道を挟んで畑、北が畑。同意書、無。変更を必要とする理由、●●●氏による隣接地●●●の農振除外の手続きの中で、平成18年に払下げにより取得し、以後宅地として利用している申出地が平成26年6月指定の農用地利用計画で農用地に指定されていることが判明したが、農用地指定は誤りであるため、申請に至った。転用目的の施設の構造等、転用面積、62 m²のうち20.48 m²。分筆予定。転用目的、宅地拡張。納屋の西側の土地であり、平成18年に払下げにより取得後、申出地に大谷石で塀を設置し宅地として使用していたが、平成23年の東日本大震災により塀が崩壊し、現在の状況に至っている。取得時の登記地目が畑だったため、以後畑として扱われてきた。土地選定経過書、無。雨水排水、敷地内自然浸透。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被害はないと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以

(15 番 石岡 幸雄 委員)	上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 5月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第6号 整理番号2及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、親族。申出人、●●●氏。土地所有者、●●●氏。農地法第5条申請予定。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況、東が畑・宅地、西が畑、南が道を挟んで畑、北が畑。同意書、有。変更を必要とする理由、申出人は、現在、妻、子及び申出地所有者である義父等と7人で同居しているが、子の成長とともに手狭になってきたこと、また、両親等の日常生活の手助けをしたいことを考慮し、実家近辺に新たな住宅の建築を計画したところ、申出地を取得できるようになり、申請に至った。転用目的の施設の構造等、転用面積、639㎡のうち395.62㎡。分筆予定。転用目的、一般住宅 木造2階建 1階52.99㎡、2階49.68㎡。建築面積、55.48㎡。進入路、南側。その他、道路との高低差があるため、道路に接する部分以外の周辺を1～1.5mのL型擁壁で囲んで盛土を行い土砂の流出を防ぐ。なお、盛土の事業面積は395.62㎡のため、「市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」には該当しない。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、除外の許可見込みが出た段階で生涯学習課へ届出を行う。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被害はないと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 12 番 小川 祥一 委員、何かありますか。
12 番 小川 祥一 委員	整理番号1番については、払下げにより取得した際に地目が畑となっていたそうですが、納屋の真後ろで、完全に宅地です。除外してもよいと思われます。整理番号2番については、娘夫婦が住宅を建築するにあたり、●●●氏は農用地にしか農地を持っておらず、非常に気の毒。市外に人口が流出しないためにも、よろしくご審議願います。 < 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、他に質疑がないようですので、「異議なし」として回答してよろしいか、お諮りいたします。また、計画変更の手続き完了後に提出される、整理番号1番に係る「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び整理番号2番に係る「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、その内容に相違ない場合は総会審議を省略し、許可することに決定してよろ

(議長) 議長	しいか、お諮りいたします。 ＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、「異議なし」として回答し、計画変更の手続き完了後に提出される、整理番号1番に係る「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び整理番号2番に係る「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、その内容に相違ない場合は総会審議を省略し、許可することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 2時 50分) 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年5月24日 議 長 19 番 3 番
-----------------------	--